

## 日本マスターズ連合に於ける記録の扱いについて（確認）

### （１）公認競技会と非公認競技会

- ① 地域マスターズ選手権・全日本マスターズ選手権等、地域および全日本・全国の競技会は全員が日本陸連登録会員であることが前提であるため、公認競技会となる。
- ② 都道府県マスターズ選手権等は出場資格に日本陸連登録会員であることを求めないため基本的に非公認競技会であるが、参加者全員が登録会員である場合には公認競技会として申請ができる。
- ③ 世界マスターズ、アジアマスターズ等は国際競技会として扱われる。そのため、日本陸連公認競技会とは見なせないが日本陸連登録会員が、日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目に出場し、日本陸連競技規則に則って競技が行われた場合は公認記録として認める。

### （２）公認競技会における公認記録

- ① 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目は日本陸連競技規則に則って競技が行われた場合には記録が公認される。  
投てき物の規格やハードル（障害物）競走ではハードル（障害物）の高さ、スタートラインから 1 台目までの距離、ハードル（障害物）間の距離、最終ハードルからフィニッシュラインまでの距離が一般の規格であること。
- ② 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されている種目であってもマスターズ連合の特殊ルール（記録の信頼性を担保する条項を変更した場合等）で実施された場合には記録は公認されない。  
例：三段跳で踏切板を用いない、不正スタート 2 回目以降失格等
- ③ 日本陸連競技規則第 265 条の日本記録が公認される種目に記載されていない種目および投てき用具やハードルの規格が合致していない種目については「日本マスターズ陸上競技連合」の記録として取り扱う。その取り扱いについては日本マスターズ陸上競技連合の規則によるものとし、公認申請の対象とはしないものとする。  
例：重量五種、立五段跳等

以上